

当院では、「一般名処方」を行っております。

当院では、積極的に後発医薬品を使用し、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを行っております。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いております。処方せんを受けていただく調剤薬局においても非常に入手が困難な状況が続いております。

そのため、後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方(一般的な名称で処方せんを発行すること)を行っております。一般名処方によって特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者様へ必要な医薬品が提供しやすくなります。

一般名処方についてご不明な点などございましたら、ご相談ください。

ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき、患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。

長期収載品にかかる「選定療養費」について

令和6年10月1日から
後発医薬品(ジェネリック医薬品)のあるお薬で、
先発医薬品の処方を患者さん自身で希望される場合、
選定療養費として特別に料金(自己負担)が発生します

- 患者さんご自身が先発薬品を希望された場合、
先発医薬品と後発医薬品の薬価(値段)の4分の1程度の
差額分を特別料金として自己負担が発生します
- ただし、先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要性がある場合は
特別料金は発生しません

対象になるお薬や、ご不明な点などございましたら、ご相談ください